

社会福祉法人 春生会
春日井市地域包括支援センター坂下

地域包括支援センター（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人春生会が開設する春日井市地域包括支援センター坂下（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
 - 6 本書の内容は、法の改正、国からの通知等により変更を必要とする場合があります。その際は変更内容について通知等を行います。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 春日井市地域包括支援センター坂下
- ② 所在地 春日井市神屋町1306番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- ② 担当職員

保健師	1名以上（常勤）
主任介護支援専門員	1名以上（常勤）
社会福祉士	1名以上（常勤）
介護支援専門員	0名（非常勤）
事務員	1名（常勤兼務）

担当職員は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 「介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（老発0605第5号）」に従って実施
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。
- ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報や意見を担当者から聴取する。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回又は12か月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
- ⑤ モニタリングの結果記録 3か月に1回の訪問が必要なプランの場合は月1回、訪問が12か月に1回のプランの場合は随時電話等により実施する
- ⑥ 指定介護予防支援・介護予防マネジメントの一部委託
利用者の同意を得たうえで、利用者の提供する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託することがある。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市（坂下中学校区）とする。

（事故発生時の対応）

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に上げる措置を講じるものとする。

- ①センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②センターにおける虐待防止のための指針を整備する。
- ③センターにおいて、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- ④全③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 センターは指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は春日井市、社会福祉法人春生会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年10月16日に改正する。

この規程は、平成21年 1月 1日に改正する。

この規程は、平成22年11月 1日に改正する。

この規程は、平成23年 2月 1日に改正する。

この規程は、平成23年 9月 1日に改正する。

この規程は、平成23年10月16日に改正する。

この規程は、平成25年 2月18日に改正する。

この規程は、平成25年 4月 1日に改正する。

この規程は、平成25年 4月16日に改正する。

この規程は、平成26年 1月16日に改正する。

この規程は、平成26年 2月16日に改正する。
この規程は、平成26年 4月 1日に改正する。
この規程は、平成26年10月16日に改正する。
この規程は、平成26年11月 1日に改正する。
この規程は、平成27年 2月 1日に改正する。
この規程は、平成28年 4月 1日に改正する。
この規程は、平成28年 4月25日に改正する。
この規程は、平成30年 2月16日に改正する。
この規程は、平成30年 4月 1日に改正する。
この規程は、平成30年12月16日に改正する。
この規程は、平成31年 4月 1日に改正する。
この規程は、令和 1年 7月 1日に改正する。
この規程は、令和 1年10月 1日に改正する。
この規程は、令和 2年 4月 1日に改正する。
この規程は、令和 2年11月 2日に改正する。
この規程は、令和 3年 4月 1日に改正する。
この規程は、令和 3年 8月16日に改正する。
この規程は、令和 3年 9月 1日に改正する。
この規程は、令和 3年 10月11日に改正する。
この規程は、令和 4年 1月16日に改正する。
この規程は、令和 4年 4月 1日に改正する。
この規程は、令和 4年 4月 16日に改正する。
この規程は、令和 4年 9月 16日に改正する。
この規程は、令和 5年 5月 8日に改正する。
この規程は、令和 5年 8月 16日に改正する。
この規程は、令和 6年 6月 16日に改正する。
この規程は、令和 6年 7月 1日に改正する。
この規程は、令和 6年 9月 1日に改正する。
この規程は、令和 6年 10月 16日に改正する。
この規程は、令和 7年 2月 16日に改正する。
この規程は、令和 7年 4月 1日に改正する。
この規程は、令和 7年 8月 18日に改正する。
この規程は、令和 8年 5月 1日に改正する。